

# 平成 27 年度第 25 回人事委員会定例会会議結果

1 開催日時 平成 28 年 3 月 10 日 (木) 午後 1 時 30 分

2 開催場所 委員室

3 出席者 委員長 熊谷 隆司  
委員 飛澤 重嘉  
委員 小原 忍

事務局長 佐藤 新  
総括課長 坊良 英樹  
総務・任用担当課長 加藤 勝章  
審査・給与担当課長 藤村 朗

## 4 議題

### (1) 会議の公開・非公開の決定

会議の冒頭、議案第 4 号、議案第 5 号及び協議事項 1 から協議事項 8 までを非公開とする旨決定

### (2) 議題

議案第 1 号	不利益処分についての不服申立てに関する規則の一部改正について	(公開)	資料はこちら
議案第 2 号	職員からの苦情相談に関する規則の一部改正について	(公開)	資料はこちら
議案第 3 号	管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について	(公開)	資料はこちら
議案第 4 号	職員の選考による採用、昇任及び転任並びに職務の級の決定について	(非公開)	
議案第 5 号	職員の選考による昇任の決定について	(非公開)	
協議事項 1	職員の任用に関する規則の一部改正について	(非公開)	
協議事項 2	給料表の適用範囲に関する規則の一部改正について	(非公開)	
協議事項 3	初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正について	(非公開)	
協議事項 4	職員の給料の調整額に関する規則の一部改正について	(非公開)	
協議事項 5	初任給調整手当に関する規則の一部改正について	(非公開)	
協議事項 6	地域手当に関する規則の一部改正について	(非公開)	
協議事項 7	義務教育等教員特別手当に関する規則の一部改正について	(非公開)	
協議事項 8	不利益処分についての不服申立て (27 人委 (不) 第 2 号事案) の裁決書案について	(非公開)	
報告事項 1	関係労働団体からの要請について	(公開)	

## 5 審議の状況 (結果)

### (1) 公開とした会議

[議案第 1 号]

不利益処分についての不服申立てに関する規則の一部改正について、決定した。

[議案第 2 号]

職員からの苦情相談に関する規則の一部改正について、決定した。

[議案第 3 号]

管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について、決定した。

[報告事項 1]

関係労働団体からの要請について、報告があった

(2) 非公開とした会議

〔議案第4号〕

職員の選考による採用、昇任及び転任並びに職務の級の決定について、決定した。

〔議案第5号〕

職員の選考による昇任の決定について、決定した。

〔協議事項1〕

職員の任用に関する規則の一部改正について、協議した。

〔協議事項2〕

給料表の適用範囲に関する規則の一部改正について、協議した。

〔協議事項3〕

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正について、協議した。

〔協議事項4〕

職員の給料の調整額に関する規則の一部改正について、協議した。

〔協議事項5〕

初任給調整手当に関する規則の一部改正について、協議した。

〔協議事項6〕

地域手当に関する規則の一部改正について、協議した。

〔協議事項7〕

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部改正について、協議した。

〔協議事項8〕

不利益処分についての不服申立て（27人委（不）第2号事案）の裁決書案について、協議した。

6 傍聴人 なし

岩手県人事委員会会議についての問い合わせ

岩手県盛岡市内丸10番1号 岩手県人事委員会事務局職員課

電話 019-629-6236

FAX 019-629-6239

メール DD0002@pref.iwate.jp

## 議案第1号

不利益処分についての不服申立てに関する規則の一部改正について

平成28年3月10日提出 岩手県人事委員会 委員長 熊谷 隆司

---

### 第1 趣旨

行政不服審査法の全部改正に伴い、所要の整備をしようとするものである。

### 第2 規則案の内容

行政不服審査法の全部改正に伴い、所要の整備をすること。（題名、目次、第1条～第9条の2関係、第12条～第15条関係、第19条関係、第45条～第53条関係、第56条関係、第60条関係、様式第1号～第9号関係、様式第11号～第14号関係）

### 第3 施行期日等（附則関係）

- （1）平成28年4月1日から施行すること。（附則第1項関係）
- （2）所要の経過措置を講ずること。（附則第2項関係）

不利益処分についての不服申立てに関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 月 日

岩手県人事委員会

委員長 熊谷隆司

岩手県人事委員会規則第 号

不利益処分についての不服申立てに関する規則の一部を改正する規則

不利益処分についての不服申立てに関する規則（昭和54年岩手県人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p style="text-align: center;"><u>不利益処分についての不服申立てに関する規則</u></p> <p>目次</p> <p>第1章 [略]</p> <p>第2章 <u>不服申立て</u>（第5条―第9条の2）</p> <p>第3章 [略]</p> <p>第4章 <u>不服申立て</u>の取下げ及び審査の打切り（第46条―第48条）</p> <p>第5章 <u>判定</u>（第49条―第52条）</p> <p>第6章・第7章 [略]</p> <p>附則</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第8条第8項及び第51条の規定により、職員の懲戒その他その意に反する不利益な処分（以下「処分」という。）についての<u>審査請求又は異議申立て</u>（以下「<u>不服申立て</u>」という。）の<u>手続及び審査の結果執るべき措置</u>に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1） [略]</p> <p>（2） <u>異議申立人</u> <u>処分について異議申立てをする者をいう。</u></p> <p>—</p> <p>（3） [略]</p> <p>（4） <u>当事者</u> <u>審査請求人又は異議申立人</u>（以下「<u>不服申立人</u>」という。）及び処分者をいう。</p> <p>（代理人）</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 当事者は、代理人を選任し、又は解任したときは代理人選任（解任）届（様式第1号）により、主任代理人を指名し、又は変更したときは主任代理人指名（変更）届（様式第2号）により、速やかに人事委員会に届け出なければならない。</p>	<p style="text-align: center;"><u>不利益処分についての審査請求に関する規則</u></p> <p>目次</p> <p>第1章 [略]</p> <p>第2章 <u>審査請求</u>（第5条―第9条の2）</p> <p>第3章 [略]</p> <p>第4章 <u>審査請求</u>の取下げ及び審査の打切り（第46条―第48条）</p> <p>第5章 <u>裁決</u>（第49条―第52条）</p> <p>第6章・第7章 [略]</p> <p>附則</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第8条第8項及び第51条の規定により、職員の懲戒その他その意に反する不利益な処分（以下「処分」という。）についての<u>審査請求の手続及び審査の結果執るべき措置</u>に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1） [略]</p> <p>（2） [略]</p> <p>（3） <u>当事者</u> <u>審査請求人及び処分者をいう。</u></p> <p>（代理人）</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 当事者は、代理人を選任し、又は解任したときは代理人選任（解任）届（様式第1号）により、主任代理人を指名し、又は変更したときは主任代理人指名（変更）届（様式第2号）により、速やかに人事委員会に届け出なければならない。</p>

ただし、第5条第4項に規定する不服申立てを代理人によって行う場合については、当該代理人に係る代理人選任届の届出を要しない。

(代理人の権限)

第4条 代理人は、当事者のために、不服申立てに関する一切の行為をすることができる。ただし、不服申立ての全部又は一部の取下げは、特に委任を受けた場合に限りすることができる。

2・3 [略]

## 第2章 不服申立て

(不服申立て)

第5条 法第49条の2第1項の規定に基づく不服申立ては、人事委員会に対し、不服申立書(様式第3号)正副各1通を提出して行わなければならない。

2 不服申立書には、正副ともに処分説明書の写し各1通を添付しなければならない。ただし、処分説明書が交付されなかったときは、この限りでない。

3 不服申立書には、必要と認める資料を添付することができる。

4 不服申立てを代理人によって行う場合には、代理人の資格を証明する事項を不服申立書に記載しなければならない。

(不服申立書の記載事項変更の届出)

第6条 不服申立人は、不服申立書の記載事項に変更が生じた場合には、その都度、不服申立書記載事項変更届(様式第4号)により、速やかに人事委員会に届け出なければならない。

(不服申立ての調査及び不備の補正)

第7条 人事委員会は、不服申立書が提出されたときは、その記載事項及び添付資料があるときはその記載内容について調査するものとする。

2 人事委員会は、前項の規定による調査の結果、不服申立書に不備があると認められるときは、相当の期間を定めて、不服申立人にその補正を命ずることができる。ただし、不備が軽微であって、事案の内容に影響がないと認められるときは、人事委員会は、職権によりこれを補正することができる。

(不服申立ての受理又は却下)

第8条 人事委員会は、前条第1項の規定による調査を行い、その結果により、不服申立ての受理又は却下を決定するものとする。この場合において、次に掲げる不服申立てについては、却下するものとする。

(1) 不服申立てをすることができない者によって行われた

ただし、第5条第4項に規定する審査請求を代理人によって行う場合については、当該代理人に係る代理人選任届の届出を要しない。

(代理人の権限)

第4条 代理人は、当事者のために、審査請求に関する一切の行為をすることができる。ただし、審査請求の全部又は一部の取下げは、特に委任を受けた場合に限りすることができる。

2・3 [略]

## 第2章 審査請求

(審査請求)

第5条 法第49条の2第1項の規定に基づく審査請求は、人事委員会に対し、審査請求書(様式第3号)正副各1通を提出して行わなければならない。

2 審査請求書には、正副ともに処分説明書の写し各1通を添付しなければならない。ただし、処分説明書が交付されなかったときは、この限りでない。

3 審査請求書には、必要と認める資料を添付することができる。

4 審査請求を代理人によって行う場合には、代理人の資格を証明する事項を審査請求書に記載しなければならない。

(審査請求書の記載事項変更の届出)

第6条 審査請求人は、審査請求書の記載事項に変更が生じた場合には、その都度、審査請求書記載事項変更届(様式第4号)により、速やかに人事委員会に届け出なければならない。

(審査請求の調査及び不備の補正)

第7条 人事委員会は、審査請求書が提出されたときは、その記載事項及び添付資料があるときはその記載内容について調査するものとする。

2 人事委員会は、前項の規定による調査の結果、審査請求書に不備があると認められるときは、相当の期間を定めて、審査請求人にその補正を命ずることができる。ただし、不備が軽微であって、事案の内容に影響がないと認められるときは、人事委員会は、職権によりこれを補正することができる。

(審査請求の受理又は却下)

第8条 人事委員会は、前条第1項の規定による調査を行い、その結果により、審査請求の受理又は却下を決定するものとする。この場合において、次に掲げる審査請求については、却下するものとする。

(1) 審査請求をすることができない者によって行われた審

不服申立て

- (2) 法第49条第1項に規定する処分に該当しないことが明らか事実について行われた不服申立て
- (3) 法第49条の3に規定する期間経過後に行われた不服申立て
- (4) 不服申立てをすることにつき法律上の利益がないことが明らか不服申立人によって行われた不服申立て
- (5) 前条第2項に規定する補正命令に従った補正が行われない不服申立て
- (6) 前各号に掲げるもののほか、不適法にされた不服申立てで不備が補正できないもの

2 人事委員会は、不服申立書が提出期限後に提出された場合でも、そのことにつき天災その他やむを得ない理由があると認めるときは、提出期限内に提出されたものとして取り扱うものとする。

3 不服申立書が郵便で提出された場合の不服申立期間の計算については、郵送に要した日数は、算入しない。

(不服申立ての受理又は却下の通知)

第9条 人事委員会は、不服申立てを受理したときは、その旨を当事者に通知するとともに、処分者に不服申立書の副本を送付するものとする。

2 人事委員会は、不服申立てを却下したときは、理由を付して、その旨を不服申立人に通知するものとする。

(受理後の却下)

第9条の2 人事委員会は、受理した不服申立てが、第8条第1項の規定により却下すべきものであったことが明らかになったときは、その不服申立てを却下するものとする。この場合においては、理由を付して、その旨を当事者に通知するものとする。

(審査の併合又は分離)

第12条 人事委員会は、数個の不服申立てを併合して審査することを適当と認めるときは、当事者の申請又は職権により、これを併合して審査することができる。

2～4 [略]

(代表者)

第13条 審査の併合に係る事案の不服申立人は、その不服申立人のうちから代表者1人を選任し、及び解任することができる。

2 [略]

3 不服申立人が代表者を選任し、又は解任したときは、代表者選任(解任)届(様式第6号)により、人事委員会に届け

査請求

- (2) 法第49条第1項に規定する処分に該当しないことが明らか事実について行われた審査請求
- (3) 法第49条の3に規定する期間(以下「審査請求期間」という。)経過後に行われた審査請求
- (4) 審査請求をすることにつき法律上の利益がないことが明らか審査請求人によって行われた審査請求
- (5) 前条第2項に規定する補正命令に従った補正が行われない審査請求
- (6) 前各号に掲げるもののほか、不適法にされた審査請求で不備が補正できないもの

2 人事委員会は、審査請求書が審査請求期間経過後に提出された場合でも、そのことにつき正当な理由があると認めるときは、提出期限内に提出されたものとして取り扱うものとする。

3 審査請求書が郵便で提出された場合の審査請求期間の計算については、郵送に要した日数は、算入しない。

(審査請求の受理又は却下の通知)

第9条 人事委員会は、審査請求を受理したときは、その旨を当事者に通知するとともに、処分者に審査請求書の副本を送付するものとする。

2 人事委員会は、審査請求を却下したときは、理由を付して、その旨を審査請求人に通知するものとする。

(受理後の却下)

第9条の2 人事委員会は、受理した審査請求が、第8条第1項の規定により却下すべきものであったことが明らかになったときは、その審査請求を却下するものとする。この場合においては、理由を付して、その旨を当事者に通知するものとする。

(審査の併合又は分離)

第12条 人事委員会は、数個の審査請求を併合して審査することを適当と認めるときは、当事者の申請又は職権により、これを併合して審査することができる。

2～4 [略]

(代表者)

第13条 審査の併合に係る事案の審査請求人は、その審査請求人のうちから代表者1人を選任し、及び解任することができる。

2 [略]

3 審査請求人が代表者を選任し、又は解任したときは、代表者選任(解任)届(様式第6号)により、人事委員会に届け

出なければならない。

- 4 代表者は、不服申立人のために、その事案の審査に関する一切の行為をすることができる。ただし、不服申立ての全部又は一部を取り下げることはできない。
- 5 前条第1項の規定に基づき併合された不服申立てについて、審査を分離した場合及び他の不服申立ての審査との併合を行った場合には、第1項に規定する不服申立ての代表者は、その地位を失う。ただし、次の各号のいずれかに該当するときのその代表者については、この限りでない。
- (1) 審査を分離した場合において、なお代表者のした不服申立てと審査が併合されている他の不服申立ての申立人がその代表者に関し異議を述べないとき。
- (2) 他の不服申立の審査との併合を行った場合において、当該他の不服申立ての申立人がその代表者に関し異議を述べないとき。
- 6 代表者が選任されている場合は、不服申立人に対する通知その他の行為は、代表者にすれば足りるものとする。

(手続の承継)

第13条の2 不服申立人が死亡したときは、相続人その他法令の規定により不服申立ての目的である処分に係る権利を承継した者（以下「相続人等」という。）は、当該不服申立人の地位を承継する。

- 2 前項の規定により不服申立人の地位を承継した者は、承継を証明する書面を添えて人事委員会に届け出なければならない。
- 3 第1項の場合において、前項の規定による届出がされるまでの間に不服申立人にあててされた通知その他の行為が相続人等に到達したときは、当該通知その他の行為は、相続人等に対する通知その他の行為としての効力を有する。

4 [略]

(書面審理)

第14条 人事委員会は、不服申立人から口頭審理の請求がない限り、書面審理を行うものとする。

2 [略]

3 不服申立人は、審理が終了するまでは、いつでも、書面により、口頭審理を請求し、又はその請求を撤回することができる。

4 不服申立人又はその代理人がともに正当な理由なく口頭審理の期日に出頭せず、かつ、相当の期間を定めて再度指定された期日に出席しないときは、不服申立人が口頭審理の請求を撤回したものとみなす。

出なければならない。

- 4 代表者は、審査請求人のために、その事案の審査に関する一切の行為をすることができる。ただし、審査請求の全部又は一部を取り下げることはできない。
- 5 前条第1項の規定に基づき併合された審査請求について、審査を分離した場合及び他の審査請求の審査との併合を行った場合には、第1項に規定する審査請求の代表者は、その地位を失う。ただし、次の各号のいずれかに該当するときのその代表者については、この限りでない。
- (1) 審査を分離した場合において、なお代表者のした審査請求と審査が併合されている他の審査請求の請求人がその代表者に関し異議を述べないとき。
- (2) 他の審査請求の審査との併合を行った場合において、当該他の審査請求の請求人がその代表者に関し異議を述べないとき。
- 6 代表者が選任されている場合は、審査請求人に対する通知その他の行為は、代表者にすれば足りるものとする。

(手続の承継)

第13条の2 審査請求人が死亡したときは、相続人その他法令の規定により審査請求の目的である処分に係る権利を承継した者（以下「相続人等」という。）は、当該審査請求人の地位を承継する。

- 2 前項の規定により審査請求人の地位を承継した者は、承継を証明する書面を添えて人事委員会に届け出なければならない。
- 3 第1項の場合において、前項の規定による届出がされるまでの間に審査請求人に宛ててされた通知その他の行為が相続人等に到達したときは、当該通知その他の行為は、相続人等に対する通知その他の行為としての効力を有する。

4 [略]

(書面審理)

第14条 人事委員会は、審査請求人から口頭審理の請求がない限り、書面審理を行うものとする。

2 [略]

3 審査請求人は、審理が終了するまでは、いつでも、書面により、口頭審理を請求し、又はその請求を撤回することができる。

4 審査請求人及びその代理人が共に正当な理由なく口頭審理の期日に出頭せず、かつ、相当の期間を定めて再度指定された期日に出席しないときは、審査請求人が口頭審理の請求を撤回したものとみなす。

(答弁書及び反論書の提出)

第15条 人事委員会は、書面審理を行うときは、処分者に対し、相当の期間を定めて、処分の理由に関する具体的な説明及び不服申立人の主張に対する答弁を記載した答弁書の提出を求めるものとする。

2 人事委員会は、前項の答弁書が提出されたときは、不服申立人に対し、副本を送付し、相当の期間を定めて、不服の理由に関する具体的な説明及び答弁書に対する反論を記載した反論書の提出を求めるものとする。

3・4 [略]

(口頭審理の準備)

第19条 [略]

2 人事委員会は、前項の答弁書が提出されたときは、不服申立人に対し、副本を送付し、相当の期間を定めて、第15条第2項の反論書の提出を求めるものとする。

3・4 [略]

(書証等の留置)

第45条 [略]

2 人事委員会は、裁決又は決定(以下「判定」という。)を行ったときは、前項の規定に基づき留め置いた書証等を、遅滞なく、その提出した者に返還するものとする。

第4章 不服申立ての取下げ及び審査の打切り

(不服申立ての取下げ)

第46条 不服申立人は、人事委員会が事案について、判定を行うまでの間は、いつでも、不服申立ての全部又は一部を取下げることができる。

2 前項の取下げは、不服申立取下書(様式第13号)を提出して行わなければならない。

3 第1項の規定に基づく取下げがあった不服申立ての全部又は一部については、初めから係属しなかったものとみなす。

4 [略]

(処分者の処分取消し等)

第47条 処分者は、人事委員会に係属する事案に係る処分を取り消し、又は修正したときは、人事委員会及び不服申立人に対し、書面により、その旨を通知しなければならない。

(審査の打切り)

第48条 人事委員会は、係属している不服申立てが、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該不服申立ての審査を打ち切り、これを終了することができる。

(1) 処分者が不服申立ての対象となった処分を取り消したとき。

(答弁書及び反論書の提出)

第15条 人事委員会は、書面審理を行うときは、処分者に対し、相当の期間を定めて、処分の理由に関する具体的な説明及び審査請求人の主張に対する答弁を記載した答弁書の提出を求めるものとする。

2 人事委員会は、前項の答弁書が提出されたときは、審査請求人に対し、副本を送付し、相当の期間を定めて、不服の理由に関する具体的な説明及び答弁書に対する反論を記載した反論書の提出を求めるものとする。

3・4 [略]

(口頭審理の準備)

第19条 [略]

2 人事委員会は、前項の答弁書が提出されたときは、審査請求人に対し、副本を送付し、相当の期間を定めて、第15条第2項の反論書の提出を求めるものとする。

3・4 [略]

(書証等の留置)

第45条 [略]

2 人事委員会は、裁決を行ったときは、前項の規定に基づき留め置いた書証等を、遅滞なく、その提出した者に返還するものとする。

第4章 審査請求の取下げ及び審査の打切り

(審査請求の取下げ)

第46条 審査請求人は、人事委員会が事案について、裁決を行うまでの間は、いつでも、審査請求の全部又は一部を取り下げることができる。

2 前項の取下げは、審査請求取下書(様式第13号)を提出して行わなければならない。

3 第1項の規定に基づく取下げがあった審査請求の全部又は一部については、初めから係属しなかったものとみなす。

4 [略]

(処分者の処分取消し等)

第47条 処分者は、人事委員会に係属する事案に係る処分を取り消し、又は修正したときは、人事委員会及び審査請求人に対し、書面により、その旨を通知しなければならない。

(審査の打切り)

第48条 人事委員会は、係属している審査請求が、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該審査請求の審査を打ち切り、これを終了することができる。

(1) 処分者が審査請求の対象となった処分を取り消したとき。

- (2) [略]
- (3) 不服申立ての対象となった処分を取り消す判決又は当該処分の無効を確認する判決が確定したとき。

- (4) 不服申立人の死亡に伴い、次のア又はイのいずれかに該当することとなったとき。

ア [略]

イ 当該不服申立人が死亡した日から起算して1年以内に第13条の2第2項の届出がなかったとき。

- (5) 不服申立人が所在不明となった日から起算して1年を経過したとき。

- (6) 不服申立人がアからエまでのいずれかに該当する審査を継続する意思を放棄したと認められるとき。

ア 不服申立人から理由を付して口頭審理の進行の中断の申出があり、人事委員会がこれを認めた後に当該申出の理由が消滅した場合において、人事委員会が、不服申立人に対し、相当の期間を定めて、書面により、口頭審理の再開を求めた日から起算して1年以内に不服申立人がこれに応じなかったとき。

イ 書面審理において、人事委員会が、不服申立人に対し、相当の期間を定めて、書面により、第16条第1項の書面の提出を求めた日から起算して1年以内に不服申立人が当該書面を提出しなかったとき。

ウ 不服申立人がア又はイの書面の受領を拒否したとき。

エ アからウまでに掲げるもののほか、不服申立人が審査を継続する意思を有しないと明らかに認められるとき。

- (7) 前各号に掲げる場合のほか、不服申立てを継続することにつき法律上の利益がなくなったことが明らかに認められる場合

- 2 人事委員会は、前項の場合において、当該不服申立ての審査を打ち切り、これを終了することを決定したときは、打切り理由を付した打切り決定書を作成し、これを当事者に送達するものとする。

## 第5章 判定

### (判定)

第49条 人事委員会は、審理を終了したときは、その結果に基づいて、速やかに判定を行い、裁決書又は決定書（以下「判定書」という。）を作成するものとする。

- 2 前項の判定書には、次に掲げる事項を記載し、委員各員がこれに記名押印するものとする。

(1)～(4) [略]

(5) 判定の年月日

- (2) [略]

- (3) 審査請求の対象となった処分を取り消す判決又は当該処分の無効を確認する判決が確定したとき。

- (4) 審査請求人の死亡に伴い、次のア又はイのいずれかに該当することとなったとき。

ア [略]

イ 当該審査請求人が死亡した日から起算して1年以内に第13条の2第2項の届出がなかったとき。

- (5) 審査請求人が所在不明となった日から起算して1年を経過したとき。

- (6) 審査請求人がアからエまでのいずれかに該当する審査を継続する意思を放棄したと認められるとき。

ア 審査請求人から理由を付して口頭審理の進行の中断の申出があり、人事委員会がこれを認めた後に当該申出の理由が消滅した場合において、人事委員会が、審査請求人に対し、相当の期間を定めて、書面により、口頭審理の再開を求めた日から起算して1年以内に審査請求人がこれに応じなかったとき。

イ 書面審理において、人事委員会が、審査請求人に対し、相当の期間を定めて、書面により、第16条第1項の書面の提出を求めた日から起算して1年以内に審査請求人が当該書面を提出しなかったとき。

ウ 審査請求人がア又はイの書面の受領を拒否したとき。

エ アからウまでに掲げるもののほか、審査請求人が審査を継続する意思を有しないと明らかに認められるとき。

- (7) 前各号に掲げる場合のほか、審査請求を継続することにつき法律上の利益がなくなったことが明らかに認められる場合

- 2 人事委員会は、前項の場合において、当該審査請求の審査を打ち切り、これを終了することを決定したときは、打切り理由を付した打切り決定書を作成し、これを当事者に送達するものとする。

## 第5章 裁決

### (裁決)

第49条 人事委員会は、審理を終了したときは、その結果に基づいて、速やかに裁決を行い、裁決書を作成するものとする。

- 2 前項の裁決書には、次に掲げる事項を記載し、委員各員がこれに記名押印するものとする。

(1)～(4) [略]

(5) 裁決の年月日

## (判定書の送達)

第50条 事務局長は、判定書の正本を作成し、当事者に送達するものとする。この場合には、当事者に対し、判定に対する審査（以下「再審」という。）の請求の権利がある旨を併せて通知するものとする。

## (判定に伴う措置等)

第51条 人事委員会は、第49条の判定を実施するため、自ら必要な措置を講じ、又は必要があると認める場合には、任命権者に対し、適切な措置を執るよう指示するものとする。

## (判定書の更正)

第52条 人事委員会は、判定書に誤字、脱字その他これに類する明白な誤りがある場合には、当事者の申出又は職権により更正することができる。

2 前項の更正は、判定書の原本及び正本に付記してするものとする。ただし、正本に付記してすることができないときは、更正通知書を当事者に送付してするものとする。

## (再審の請求)

第53条 当事者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、人事委員会に対し、再審を請求することができる。

- (1) 判定の基礎となった証拠が虚偽のものであることが判明した場合
- (2) [略]
- (3) 判定に影響を及ぼすような事実について、判断の遺漏が認められた場合

2 前項の請求は、判定書又は打切決定書の送達の日から翌日から起算して6月以内に再審請求書（様式第14号）正副各1通を提出して行わなければならない。

## (再審の結果執るべき措置)

第56条 人事委員会は、再審の結果に基づいて、最初の判定を正当であると認める場合にはこれを確認し、不当であると認める場合には最初の判定を修正し、又はこれに代えて新たに判定を行わなければならない。

## (雑則)

第60条 この規則に定めるもののほか、処分についての不服申立ての手続及び審査の結果執るべき措置に関し必要な事項は、別に定める。

様式第1号（第3条関係）

[略]

年 月 日付けで不服申立てをした事案（事案名）について、年 月 日に下記の者を代理人に選任（解任）し、不服申立てに関する一切の権限（不服申立ての全

## (裁決書の送達)

第50条 事務局長は、裁決書の正本を作成し、当事者に送達するものとする。この場合には、当事者に対し、裁決に対する審査（以下「再審」という。）の請求の権利がある旨を併せて通知するものとする。

## (裁決に伴う措置等)

第51条 人事委員会は、第49条の裁決を実施するため、自ら必要な措置を講じ、又は必要があると認める場合には、任命権者に対し、適切な措置を執るよう指示するものとする。

## (裁決書の更正)

第52条 人事委員会は、裁決書に誤字、脱字その他これに類する明白な誤りがある場合には、当事者の申出又は職権により更正することができる。

2 前項の更正は、裁決書の原本及び正本に付記してするものとする。ただし、正本に付記してすることができないときは、更正通知書を当事者に送付してするものとする。

## (再審の請求)

第53条 当事者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、人事委員会に対し、再審を請求することができる。

- (1) 裁決の基礎となった証拠が虚偽のものであることが判明した場合
- (2) [略]
- (3) 裁決に影響を及ぼすような事実について、判断の遺漏が認められた場合

2 前項の請求は、裁決書又は打切決定書の送達の日から翌日から起算して6月以内に再審請求書（様式第14号）正副各1通を提出して行わなければならない。

## (再審の結果執るべき措置)

第56条 人事委員会は、再審の結果に基づいて、最初の裁決を正当であると認める場合にはこれを確認し、不当であると認める場合には最初の裁決を修正し、又はこれに代えて新たに裁決を行わなければならない。

## (雑則)

第60条 この規則に定めるもののほか、処分についての審査請求の手続及び審査の結果執るべき措置に関し必要な事項は、別に定める。

様式第1号（第3条関係）

[略]

年 月 日付けで審査請求をした事案（事案名）について、年 月 日に下記の者を代理人に選任（解任）し、審査請求に関する一切の権限（審査請求の全部又は

部又は一部を取り下げる権限を含む。)を委任したので、不利益処分についての不服申立てに関する規則第3条第4項の規定により、次のとおり届け出ます。

[略]

注1 不服申立人に係る代理人選任届で、代理人に不服申立てを取り下げる権限を委任しないときは、「不服申立ての全部又は一部を取り下げる権限を含む。」の文言を削除してください。

2 [略]

様式第2号(第3条関係)

[略]

年 月 日付で不服申立てをした事案(事案名)について、年 月 日に主任代理人を指名(変更)したので、不利益処分についての不服申立てに関する規則第3条第4項の規定により、次のとおり届け出ます。

[略]

様式第3号(第5条関係)

[略]

不服申立人

又は代理人 氏 名<sup>㊟</sup>

不服申立書

地方公務員法第49条の2第1項及び不利益処分についての不服申立てに関する規則第5条第1項の規定により、次のとおり不服申立てをします。

[略]

代理人資格証明書(代理人が不服申立てを行う場合に記載すること。)

不服申立人 氏 名<sup>㊟</sup>

私は、年 月 日に下記の者を代理人に選任し、上記に記載する不服申立てに関する一切の権限(不服申立ての全部又は一部を取り下げる権限を含む。)を委任したことを証明します。

[略]

注1 不服申立書は、正副各1通を提出してください。

2～4 [略]

5 代理人に不服申立てを取り下げる権限を委任しないときは、「不服申立ての全部又は一部を取り下げる権限を含む。」の文言を削除してください。

6 不服申立てを本人が行う場合には、「代理人資格証

一部を取り下げる権限を含む。)を委任したので、不利益処分についての審査請求に関する規則第3条第4項の規定により、次のとおり届け出ます。

[略]

注1 審査請求人に係る代理人選任届で、代理人に審査請求を取り下げる権限を委任しないときは、「審査請求の全部又は一部を取り下げる権限を含む。」の文言を削除してください。

2 [略]

様式第2号(第3条関係)

[略]

年 月 日付で審査請求をした事案(事案名)について、年 月 日に主任代理人を指名(変更)したので、不利益処分についての審査請求に関する規則第3条第4項の規定により、次のとおり届け出ます。

[略]

様式第3号(第5条関係)

[略]

審査請求人

又は代理人 氏 名<sup>㊟</sup>

審査請求書

地方公務員法第49条の2第1項及び不利益処分についての審査請求に関する規則第5条第1項の規定により、次のとおり審査請求をします。

[略]

代理人資格証明書(代理人が審査請求を行う場合に記載すること。)

審査請求人 氏 名<sup>㊟</sup>

私は、年 月 日に下記の者を代理人に選任し、上記に記載する審査請求に関する一切の権限(審査請求の全部又は一部を取り下げる権限を含む。)を委任したことを証明します。

[略]

注1 審査請求書は、正副各1通を提出してください。

2～4 [略]

5 代理人に審査請求を取り下げる権限を委任しないときは、「審査請求の全部又は一部を取り下げる権限を含む。」の文言を削除してください。

6 審査請求を本人が行う場合には、「代理人資格証明

明書」欄を削除してください。

様式第4号（第6条関係）

[略]

不服申立人 氏 名<sup>㊟</sup>

不服申立書記載事項変更届

年 月 日付で提出した不服申立書の記載事項に変更を生じたので、不利益処分についての不服申立てに関する規則第6条の規定により、次のとおり届け出ます。

[略]

様式第5号（第12条関係）

[略]

次の事案は、併合して審査されるよう、不利益処分についての不服申立てに関する規則第12条第2項の規定により申請します。

[略]

様式第6号（第13条関係）

[略]

不服申立人 氏 名<sup>㊟</sup>

不服申立人 氏 名<sup>㊟</sup>

[略]

年 月 日付で審査を併合された事案について、代表者を選任（解任）したので、不利益処分についての不服申立てに関する規則第13条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

[略]

[略]

様式第7号ア（第30条関係）

[略]

人委（不）第 号事案について、不利益処分についての不服申立てに関する規則第30条第2項の規定により、次のとおり書証等の証拠調べを申し出ます。

[略]

[略]

様式第7号イ（第30条関係）

[略]

人委（不）第 号事案について、不利益処分についての不服申立てに関する規則第30条第2項の規定により、次のとおり証人等の証拠調べを申し出ます。

[略]

[略]

書」欄を削除してください。

様式第4号（第6条関係）

[略]

審査請求人 氏 名<sup>㊟</sup>

審査請求書記載事項変更届

年 月 日付で提出した審査請求書の記載事項に変更を生じたので、不利益処分についての審査請求に関する規則第6条の規定により、次のとおり届け出ます。

[略]

様式第5号（第12条関係）

[略]

次の事案は、併合して審査されるよう、不利益処分についての審査請求に関する規則第12条第2項の規定により申請します。

[略]

様式第6号（第13条関係）

[略]

審査請求人 氏 名<sup>㊟</sup>

審査請求人 氏 名<sup>㊟</sup>

[略]

年 月 日付で審査を併合された事案について、代表者を選任（解任）したので、不利益処分についての審査請求に関する規則第13条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

[略]

[略]

様式第7号ア（第30条関係）

[略]

人委（審）第 号事案について、不利益処分についての審査請求に関する規則第30条第2項の規定により、次のとおり書証等の証拠調べを申し出ます。

[略]

[略]

様式第7号イ（第30条関係）

[略]

人委（審）第 号事案について、不利益処分についての審査請求に関する規則第30条第2項の規定により、次のとおり証人等の証拠調べを申し出ます。

[略]

[略]

## 様式第8号（第32条関係）

[略]

人委（不）第 号事案について、不利益処分についての不服申立てに関する規則第32条第1項の規定により、あなたに対して書証等の提出を求めることに決定しましたので、次により本人事委員会に提出してください。

[略]

[略]

## 様式第9号（第33条関係）

[略]

人委（不）第 号事案について、不利益処分についての不服申立てに関する規則第33条第1項の規定により、証人としてあなたの陳述を求めることに決定しましたので、次により出席してください。

[略]

[略]

## 様式第11号（第39条関係）

[略]

人委（不）第 号事案について、不利益処分についての不服申立てに関する規則第39条第1項の規定に基づき、あなたに対して口述書の提出を求めることに決定しましたので、次により、署名なつ印した宣誓書を添え、口述書1通を本人事委員会に提出してください。

[略]

[略]

## 様式第12号（第42条関係）

[略]

人委（不）第 号事案について、不利益処分についての不服申立てに関する規則第42条第3項の規定により、次のとおり当事者尋問を申し出ます。

[略]

[略]

## 様式第13号（第46条関係）

[略]

不服申立人 氏 名<sup>㊟</sup>

不服申立取下書

年 月 日付で不服申立てをした事案（事案名）について、不利益処分についての不服申立てに関する規則第46条第1項の規定に基づき、次のとおり不服申立てを取り下げます。

## 様式第8号（第32条関係）

[略]

人委（審）第 号事案について、不利益処分についての審査請求に関する規則第32条第1項の規定により、あなたに対して書証等の提出を求めることに決定しましたので、次により本人事委員会に提出してください。

[略]

[略]

## 様式第9号（第33条関係）

[略]

人委（審）第 号事案について、不利益処分についての審査請求に関する規則第33条第1項の規定により、証人としてあなたの陳述を求めることに決定しましたので、次により出席してください。

[略]

[略]

## 様式第11号（第39条関係）

[略]

人委（審）第 号事案について、不利益処分についての審査請求に関する規則第39条第1項の規定に基づき、あなたに対して口述書の提出を求めることに決定しましたので、次により、署名なつ印した宣誓書を添え、口述書1通を本人事委員会に提出してください。

[略]

[略]

## 様式第12号（第42条関係）

[略]

人委（審）第 号事案について、不利益処分についての審査請求に関する規則第42条第3項の規定により、次のとおり当事者尋問を申し出ます。

[略]

[略]

## 様式第13号（第46条関係）

[略]

審査請求人 氏 名<sup>㊟</sup>

審査請求取下書

年 月 日付で審査請求をした事案（事案名）について、不利益処分についての審査請求に関する規則第46条第1項の規定に基づき、次のとおり審査請求を取り下げます。

[略]

様式第14号（第53条関係）

[略]

人委（不）第 号事案に対する 年 月 日付け貴委員会の判定について、不利益処分についての不服申立てに関する規則第53条第1項の規定に基づき、次のとおり請求します。

[略]

判定の内容	
判定書正本の送達を受けた年月日	[略]
[略]	

[略]

[略]

様式第14号（第53条関係）

[略]

人委（審）第 号事案に対する 年 月 日付け貴委員会の裁決について、不利益処分についての審査請求に関する規則第53条第1項の規定に基づき、次のとおり請求します。

[略]

裁決の内容	
裁決書正本の送達を受けた年月日	[略]
[略]	

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

## 附 則

- この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- この規則の施行前にされた職員の懲戒その他その意に反する不利益な処分に係る不服申立ての手続については、この規則による改正後の不利益処分についての審査請求に関する規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

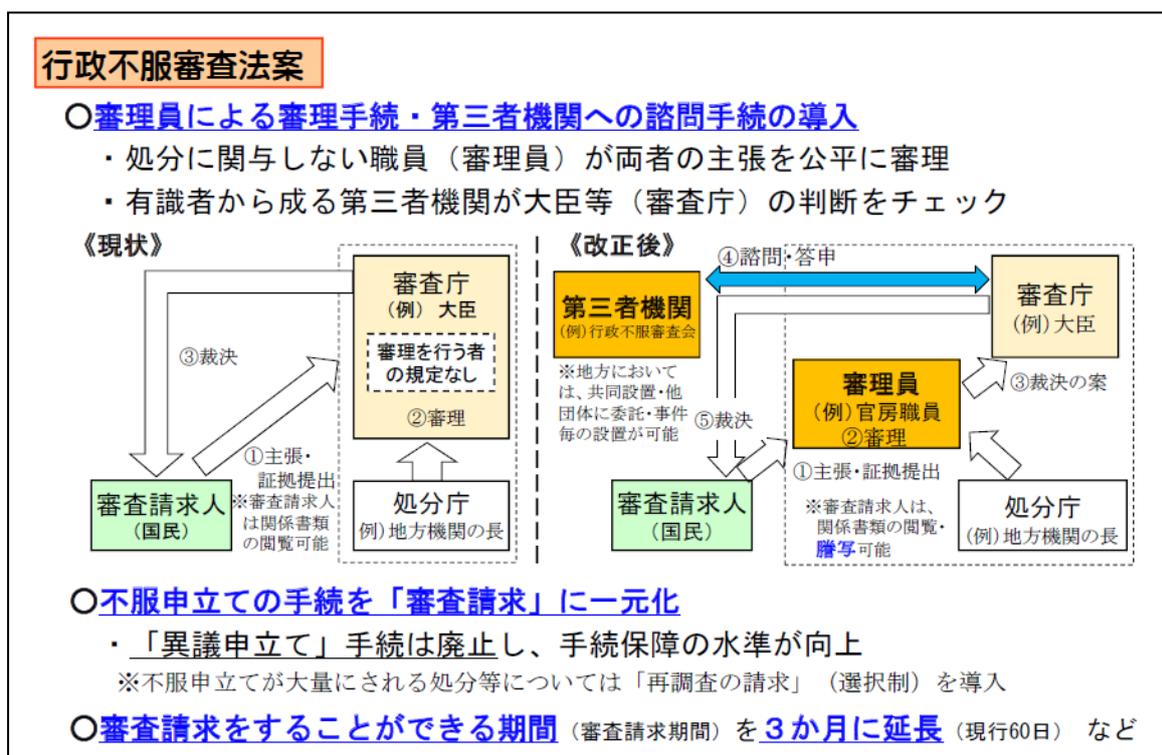
## 不利益処分についての不服申立てに関する規則の一部改正について

### 1 改正の趣旨

行政不服審査法（昭和37年法律第160号。以下「旧行服法」という。）の全部改正に伴い、所要の整備をしようとするとともに、その施行に伴う経過措置を講じようとするものである。

### 2 地方公務員法等の改正内容

- (1) 行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「新行服法」という。）の施行により、旧行服法が全部改正され、公正性の向上、使いやすさの向上、国民の救済手段の充実・拡大の観点から、①審理員による審理手続・第三者機関への諮問手続の導入、②不服申立ての手続（審査請求及び異議申立て）を「審査請求」に一元化、③審査請求をすることができる期間（審査請求期間）を3か月に延長（現行60日）といった抜本的な見直しが行われた。



〔総務省作成：「行政不服審査法関連3法の概要」から抜粋〕

- (2) また、行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第69号）により、行服法の特例等を定める361法律についても、行服法と同等以上の手続水準の確保を基本に個別法の趣旨を踏まえた改正が行われたが、この中で、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。）においては、下記のとおり見直されることとなった。

#### ○地公法の一部改正の内容（改正法第41条）

##### 1 用語の整理

新行服法により不服申立ての種類の一元化が図られたことを踏まえ、地公法においても、**不服申立て（審査請求又は異議申立て）を審査請求に、裁決又は決定を裁決に一元化**すること（地公法第8条第1項第10号等）。

##### 2 審査請求期間（改正前の不服申立期間の延長）

新行服法により、国民の利便性を図る観点から不服申立てを行うことができる期間が3か月に延長されたことを踏まえ、地公法においても、**60日以内とされていた審査請求期間（改正前の不服申立期間）を3か月以内に延長**すること（地公法第49条の3）。

※改正後の地公法第49条の2第3項の規定により、新行服法第2章「手続」の規定は、不利益処分不服申立て（改正後は「審査請求」）には適用されないため、「審理員による審理手続・第三者機関への諮問手続の導入」の必要はなく、従来どおりの審理手続となる。

○施行期日

平成28年4月1日（新行服法の施行日）から施行すること。

(3) このことを踏まえ、不利益処分についての不服申立ての手続及び審査の結果執るべき措置に関し必要な事項を定める「不利益処分についての不服申立てに関する規則」（昭和54年岩手県人事委員会規則第10号。以下「不服申立て規則」という。）について、所要の整備を行うものであること。

### 3 改正案

(1) 用語等の整備について

地公法の一部改正で行われた用語の整備に準じ、下記のとおり不服申立て規則の用語を整備するほか、人事院規則等を参考に文言を整備する。

改正前	改正後	理由
不服申立て	「審査請求」に改める	不服申立て（審査請求又は異議申立て）が審査請求に一元化され、「審査請求」のみとなったことによる。
不服申立人	「審査請求人」に改める	
審査請求又は異議申立て	「審査請求」に改める	
異議申立て	削除する	
異議申立人	削除する	
不服申立書	「審査請求書」に改める	
不服申立期間	「審査請求期間」に改める	
申立人	「請求人」に改める	不服申立て（審査請求又は異議申立て）が審査請求に一元化され、審査請求の「裁決」のみとなったことによる。
裁決又は決定	「裁決」に改める	
判定	「裁決」に改める	
裁決書又は決定書	「裁決書」に改める	
判定書	「裁決書」に改める	
人委（不）第 号	「人委（審）第 号」に改める	不服申立て（審査請求又は異議申立て）が審査請求に一元化されたことから、審査請求に関する文書である旨を示す表現に改めることが適当であるため。

※ この他、新行服法においては、「受理」という表現はせず、「審査請求がされた日」といった表現を使用することとされたが、地公法においては引き続き「受理」という表現が使用されることから、規則においても同様の扱いとする。

### 4 附則（施行期日等）

(1) 施行日

平成28年4月1日（新行服法の施行日）

(2) 経過措置

この規則の施行前にされた職員の懲戒その他その意に反する不利益な処分に係る不服申立ての手続については、この規則による改正後の不利益処分についての審査請求に関する規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

**【経過措置を講ずる理由】**

- ・ 地公法上、不服申立てをすることができる場合には、被処分者に対し処分時にその旨並びに不服申立期間が教示されることとなっているが、今回の改正の前後では審査請求期間が異なることから、施行前にされた処分等についても改正後の規定を適用することとした場合には、処分時に教示された内容と実務上の取扱いに齟齬が生じる可能性がある。（新行服法と同様の考え方による。）
- ・ このことから、改正後の規則の規定は、規則の施行の日以降の職員の不利益処分に係る審査請求から適用し、規則の施行の日前の職員の不利益処分に係る不服申立てについては、改正前の規則の規定によることとするための経過措置を講ずる。

**【参考】**

○整備法（一部抜粋）

附則

（経過措置の原則）

第5条 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであってこの法律の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

○人事院規則十三—一—四（不利益処分についての不服申立て）（一部抜粋）

附則

（経過措置）

第2条 規則一三—一—第二条第一項に規定する処分についての不服申立てであってこの規則の施行前にされた当該処分に係るものについては、なお従前の例による。

## 議案第2号

### 職員からの苦情相談に関する規則の一部改正について

平成28年3月10日提出 岩手県人事委員会 委員長 熊谷 隆司

---

#### 第1 趣旨

行政不服審査法の全部改正等に伴い、所要の整備をしようとするものである。

#### 第2 規則案の内容

行政不服審査法の全部改正等に伴い、所要の整備をすること。（第2条関係、第4条関係）

#### 第3 施行期日等（附則関係）

- (1) 平成28年4月1日から施行すること。（附則第1項関係）
- (2) 所要の経過措置を講ずること。（附則第2項関係）

職員からの苦情相談に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 月 日

岩手県人事委員会

委員長 熊谷隆司

岩手県人事委員会規則第 号

職員からの苦情相談に関する規則の一部を改正する規則

職員からの苦情相談に関する規則（平成17年岩手県人事委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(人事委員会に対する苦情相談)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 職員は、前項の規定にかかわらず、係属中の法第46条の規定に基づく勤務条件に関する措置の要求又は法第49条の2第1項に規定する<u>不服申立て</u>に関する事案に係る問題について、苦情相談を行うことができない。ただし、人事委員会が特に必要があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(事案の取扱い)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 事案に係る問題について、<u>不利益処分についての不服申立てに関する規則</u>（昭和54年岩手県人事委員会規則第10号）第8条第1項の規定による受理又は勤務条件に関する措置の要求に関する規則（昭和57年岩手県人事委員会規則第2号）第10条の規定による受理がされたときは、当該事案の取扱いは打ち切られたものとみなす。ただし、人事委員会が特に必要があると認めるときは、この限りでない。</p>	<p>(人事委員会に対する苦情相談)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 職員は、前項の規定にかかわらず、係属中の法第46条の規定に基づく勤務条件に関する措置の要求又は法第49条の2第1項に規定する<u>審査請求</u>に関する事案に係る問題について、苦情相談を行うことができない。ただし、人事委員会が特に必要があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(事案の取扱い)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 事案に係る問題について、<u>不利益処分についての審査請求に関する規則</u>（昭和54年岩手県人事委員会規則第10号）第8条第1項の規定による受理又は勤務条件に関する措置の要求に関する規則（昭和57年岩手県人事委員会規則第2号）第10条の規定による受理がされたときは、当該事案の取扱いは打ち切られたものとみなす。ただし、人事委員会が特に必要があると認めるときは、この限りでない。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

- この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第49条第1項に規定する処分についての異議申立てであって、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第3条の規定によりなお従前の例によることとされるものに係る苦情相談については、この規則による改正後の職員からの苦情相談に関する規則第2条第2項及び第4条第3項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

## 職員からの苦情相談に関する規則の一部改正について

### 1 改正の趣旨

行政不服審査法（昭和37年法律第160号。以下「旧行服法」という。）の全部改正等に伴い、所要の整備をしようとするものである。

### 2 地方公務員法等の改正内容

- (1) 行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「新行服法」という。）の施行により、旧行服法が全部改正され、また、行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第69条）の中で、地方公務員法（昭和25年法律第261号）においても、用語の整理（不服申立て（審査請求又は異議申立て）を審査請求に、裁決又は決定を裁決に一元化）及び審査請求期間の見直し（60日以内とされていた審査請求期間を3か月以内に延長）が行われ、新行服法の施行の日（行政不服審査法の施行期日を定める政令（平成27年政令第390号）により平成28年4月1日）から施行されることとなった。
- (2) このことを踏まえ、「職員からの苦情相談に関する規則」（平成17年岩手県人事委員会規則第8号。以下「苦情相談規則」という。）について、所要の整備を行うものであること。

### 3 改正案

地公法の一部改正やそれに伴って改正する「不利益処分についての不服申立てに関する規則」（昭和54年岩手県人事委員会規則第10号）の内容に準じ、苦情相談規則第2条第2項及び第4条第3項の用語について「不服申立て」から「審査請求」に改める。

### 4 附則（施行期日等）

- (1) 施行日  
平成28年4月1日（新行服法の施行日）
- (2) 経過措置

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第49条第1項に規定する処分についての異議申立てであって、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第3条の規定によりなお従前の例によることとされるものに係る苦情相談については、この規則による改正後の職員からの苦情相談に関する規則第2条第2項及び第4条第3項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

#### 【経過措置を講ずる理由】

規則の施行前に為された職員の不利益処分にかかる異議申立てに関する苦情相談について、審査請求と同様に、措置要求又は不服申立ての事案に関するものは受け付けないこととするための経過措置を講ずる。

## 議案第3号

## 管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について

平成28年3月10日提出 岩手県人事委員会 委員長 熊谷 隆司

## 第1 改正の趣旨

県の組織改編等に伴い、各任命権者から内申があった職について、地方公務員法第52条第4項の規定に基づき、同条第3項ただし書に規定する管理職員等として指定等をするものである。

## 第2 改正の内容

- 1 各任命権者から管理職員等の指定の内申があった職について、指定する必要があると認められることから、当該職を別表に加える。（別表関係）
- 2 各任命権者から管理職員等の指定廃止の内申があった職について、当該職を削除する。（別表関係）

## 第3 施行期日等（附則関係）

平成28年4月1日から施行すること。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月 日

岩手県人事委員会

委員長 熊谷 隆 司

岩手県人事委員会規則第 号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年岩手県人事委員会規則第21号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表（第2条、第3条関係）			別表（第2条、第3条関係）		
	組 織	職 員		組 織	職 員
	[略]			[略]	
知事 の事 務部 局	本庁	企画理事 復興局長 会計管理者 部長 秘書広報室長 国体・障がい 者スポーツ大会局長 技監 副部長 副室長 副局長 出納局長 担当 技監 企画室の室長 首席調査監 総務室長 総合防災室長 政策推進 室長 首席ふるさと振興監 地域振 興室長 科学I L C推進室長 廃棄 物特別対策室長 若者女性協働推進 室長 医療政策室長 医師支援推進 室長 雇用対策・労働室長 競馬改 革推進室長 県産米戦略室長 総括 課長 調査監 報道監 総務事務セ ンター所長 政策監 調整監 ふる さと振興監 地域連携推進監 医師 支援推進監 県産米戦略監 県産米 生産振興監 県産米販売推進監 <u>出 納指導監</u> 課長及び担当課長（部局 等若しくは出納局又は室課等の人事 、給与又は服務に関する事務を総括 する者に限る。） 給与人事担当課 長 行政経営担当課長 調査担当課 長 予算担当課長 法務学事課の特 命課長 管財課の管理担当課長 職 員福祉担当課長 <u>指導審査課長</u> 主 任主査及び主査（部局等又は出納局 の主管室課等において人事、給与又 は服務に関する事務を担当する者に 限る。） 秘書広報室の主任主査及	知事 の事 務部 局	本庁	企画理事 復興局長 会計管理者 部長 秘書広報室長 国体・障がい 者スポーツ大会局長 技監 副部長 副室長 副局長 出納局長 担当 技監 企画室の室長 首席調査監 総務室長 総合防災室長 政策推進 室長 首席ふるさと振興監 地域振 興室長 科学I L C推進室長 廃棄 物特別対策室長 若者女性協働推進 室長 医療政策室長 医師支援推進 室長 雇用対策・労働室長 <u>ものづ くり自動車産業振興室長</u> 競馬改 革推進室長 県産米戦略室長 総括課 長 <u>総括調査監</u> 調査監 報道監 総務事務センター所長 政策監 調 整監 ふるさと振興監 地域連携推 進監 医師支援推進監 県産米戦略 監 県産米生産振興監 県産米販売 推進監 <u>会計指導監</u> 課長及び担当 課長（部局等若しくは出納局又は室 課等の人事、給与又は服務に関する 事務を総括する者に限る。） 給与 人事担当課長 行政経営担当課長 調査担当課長 予算担当課長 法務 学事課の特命課長 管財課の管理担 当課長 職員福祉担当課長 <u>審査課 長</u> 主任主査及び主査（部局等又は 出納局の主管室課等において人事、 給与又は服務に関する事務を担当す

		び主査（調査に関する事務を担当する者に限る。） 秘書課の主任主査及び主査（秘書の事務を担当する者に限る。） 人事課の給与人事又は行政経営に関する事務を担当する主任主査及び主査並びに人事又は給与に関する事務を担当する主任及び当該事務の企画を担当する主事 財政課の主任主査及び主査（財政改革又は予算調製に関する事務を担当する者に限る。） 法務学事課の主任主査及び主査（法務に関する事務を担当する者に限る。） 管財課の主任主査及び主査（庁舎管理に関する事務を担当する者に限る。）並びに守衛長				る者に限る。） 秘書広報室の主任主査及び主査（調査に関する事務を担当する者に限る。） 秘書課の主任主査及び主査（秘書の事務を担当する者に限る。） 人事課の給与人事又は行政経営に関する事務を担当する主任主査及び主査並びに人事又は給与に関する事務を担当する主任及び当該事務の企画を担当する主事 財政課の主任主査及び主査（財政改革又は予算調製に関する事務を担当する者に限る。） 法務学事課の主任主査及び主査（法務に関する事務を担当する者に限る。） 管財課の主任主査及び主査（庁舎管理に関する事務を担当する者に限る。）並びに守衛長	
		[略]				[略]	
教育		[略]		教育		[略]	
委員	教	[略]		委員	教	[略]	
会の	育	高等学校	校長 副校長 事務長 りあす丸及び翔洋の船長	会の	育	高等学校	校長 副校長 事務長 りあす丸及び海翔の船長
事務局等	機	[略]		事務局等	機	[略]	
		[略]				[略]	

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

管理職員検討表

番号	組 織		検 討 対 象 の 職				管理職員等指定基準			備 考		
			所 属 名	職 名	内申状況	格付	部下数	該当基準	指定要否		理 由	
1	知事の事務部局	本庁	秘書課	総括調査監	新規	行6・7	17	第1-2	要	指定基準のとおり。	知事・副知事のトップマネジメントを直接補佐する職であるため。	
2			ものづくり自動車産業振興室	ものづくり自動車産業振興室長	新規	行8	25	第1-2	要	指定基準のとおり。	ものづくり自動車産業振興室が新設され、当該組織の長が設置されるため。	
3			出納局	会計指導監	新規	行6・7	26	第1-2	要	指定基準のとおり。	県における会計事務の適正化や内部管理体制の強化、職員の資質向上に向けた全庁的な取組を所掌する職であるため。	
4				出納指導監	廃止	行6・7						
5				審査課長	変更	行6・7	14	第1-2	要	指定基準のとおり。	職名が、指導審査課長から審査課長に変更されるため。	
6	の教育事務委員会等	教育機関	高等学校	海翔の船長	変更	行5	10	第3-3	要	指定基準のとおり。	実習船「翔洋」の被災により、「海翔」を建造したことによる実習船の変更。	

## 県管理職員等指定基準

岩手県人事委員会

## 県管理職員等指定基準

平成 19 年 3 月 1 日 人事委員会議決

## 第 1 趣旨

この基準は、地方公務員法第 52 条第 4 項の規定に基づき人事委員会が定める「管理職員等の範囲を定める規則」（昭和 41 年 8 月 19 日人事委員会規則第 21 号）における管理職員等の指定基準及び指定手続について定めるものである。

## 第 2 指定基準

本庁にあっては別表第 1 に、広域振興局にあっては別表第 2 に、広域振興局以外の出先機関にあっては別表第 3 に掲げるいずれかの項目に該当する職は、当該職への専任者の配置の有無にかかわらず、原則として管理職員等の職として指定するものとする。

## 第 3 管理職員等の指定手続

- 1 管理職員等の職の指定に当たっては、人事委員会は、各任命権者からの「管理職員等の範囲を定める規則」改正の内申を求めるものとする。ただし、法改正等による文言整理等実質的な指定内容に変更がないと認められる職については、同規則の改正内申によらず、人事委員会の職権により各任命権者の了解を得て指定することがある。
- 2 第 2 の基準により難い特別の事情がある旨任命権者から申出があった場合には、人事委員会は、当該任命権者の組織機構、分掌する事務の内容、権限の分配等について詳細に説明した資料の提出を求め、個別に協議するものとする。
- 3 上記 2 の協議を行った場合には、人事委員会は、地方公務員法第 52 条第 3 項の規定の趣旨及び他の任命権者の状況を勘案して指定の要否を判断するものとする。

## 第 4 管理職員等の指定の根拠条項について

別表 1 から別表 3 における管理職員等の指定に関する地方公務員法第 52 条第 3 項ただし書きの根拠条項の区分は次のとおりとする。

- 1 ただし書① 重要な行政上の決定を行う職員
- 2 ただし書② 重要な行政上の決定に参画する管理的地位にある職員
- 3 ただし書③ 職員の任免に関して直接の権限を持つ監督的地位にある職員
- 4 ただし書④ 職員の任免、分限、懲戒若しくは服務、職員の給与その他の勤務条件又は職員団体との関係についての当局の計画及び方針に関する機密の事項に接し、そのためにその職務上の義務と責任とが職員団体の構成員としての誠意と責任とに直接に抵触すると認められる監督的地位にある職員
- 5 ただし書⑤ その他職員団体との関係において当局の立場に立って遂行すべき職務を担当する職員（重要な政策権限は有しないが、部下職員の服務権限を有する等、当局の立場に立って部下を指揮監督する職員を含む。）

附 則 本基準は、平成 19 年 4 月 1 日以降に施行する「管理職員等の範囲を定める規則」の改正から適用する。

別表 第1 (本庁)

区 分	管理職員として指定する職	根拠条項
共通	1 部、局若しくはこれに相当する組織の長の職及び当該職を直接補佐する職又はこれらと同等の格付けの職で、かつ、同等の権限を有する職	ただし書①
	2 室若しくは課又はこれに相当する組織の長の職	ただし書②
	3 室若しくは課又はこれに相当する組織の長の職を直接補佐する職で、人事、給与又は服務に関する事務を担当する職	ただし書③ ただし書④
	4 部、局若しくはこれに相当する組織の主管室課等で、部、局若しくはこれに相当する組織の人事、給与又は服務に関する事務を担当する主任主査又は主査	ただし書④
知事の事務局	5 県政の調査に関する事務を担当する主任主査、主査及びこれを統括する職	ただし書⑤
	6 知事、副知事の秘書に関する事務を担当する職及び当該職を統括する職	ただし書④
	7 法規審査に関する事務を担当する主任主査又は主査及び当該職を統括する職	ただし書④
	8 人事、組織、定数、給与、服務、公平審査又は職員団体に関する事務を担当する職及び当該職を統括する職	ただし書④
	9 県の予算に関する事務を担当する主任主査又は主査及び当該職を統括する職	ただし書④
	10 庁舎管理に関する事務を担当する主任主査又は主査及び当該職を統括する職並びに守衛の長の職	ただし書⑤
	11 職員の厚生福利に係る計画の策定に関する事務を統括する職	ただし書⑤
	12 決算及び歳計現金（給与及び旅費に限る。）の管理に関する事務を統括する職	ただし書⑤
教育委員会の事務局等	13 秘書に関する事務を担当する主任主査又は主査及び当該職を統括する職	ただし書③ ただし書④
	14 人事、給与、服務、公平審査又は職員団体に関する事務（免許事務を除く）を担当する職及び当該職を統括する職	ただし書③ ただし書④
人事委員会事務局	15 主任主査又は主査及び公平審査又は職員団体に関する事務を担当する職	ただし書④
議会事務局	16 議長の秘書に関する事務を担当する主任主査又は主査	ただし書④

備考 「統括する職」とは担当課長級以上の職位のものに限る。

別表 第2 (広域振興局)

区分	管理職員として指定する職	根拠条項
広域振興局	1 局長、副局長、保健福祉環境技監、部長及びセンター所長	ただし書②
	2 部の室長等の内部組織の長で、当該内部組織に係る服務上の権限を有する管理的な地位にある職	ただし書③
	3 局の人事、給与若しくは服務に関する事務を担当する管理主幹又は課長	ただし書③
	4 出先事務所の長の職（総括課長級以上の職位に限る。）	ただし書③

備考 「出先事務所の長」とは、広域振興局の内部組織のうち、事務所が単独である場合等の事情により実質的に部下職員の服務上の権限を有する職をいい、出張所長、ダム建設事務所長、土木事務所及び林務事務所長等の職をいう。

別表 第3 (出先機関)

区分	管理職員として指定する職	根拠条項
共通	1 出先機関の長の職（所長等が非常勤の場合にあっては次席の者）	ただし書②
	2 出先機関の長の職を直接補佐する職	ただし書②
	3 出先機関の出張所等の長で、服務に関する事務を担当する職	ただし書③
知事の事務部局	4 出先機関の長が本庁の室長と同等の格付である機関にあっては、人事、給与又は服務に関する事務を担当する部長又は課長（総括課長級以上の職位に限る）	ただし書③
教育委員会の事務局等	5 教育職員の人事管理に関する事務を担当する職及び当該職を統括する職	ただし書④
	6 学校の校長、教頭（人事、給与若しくは服務に関する事務を担当する者に限る）及び事務長	ただし書③
	7 部又は課を置く機関にあっては、人事、給与若しくは服務に関する事務を担当する部長又は課長	ただし書③

備考1 「出先機関の出張所等の長」には「船長」の職にあるものを含むものとする。

備考2 「統括する職」とは担当課長級以上の職位のものに限る。